

令和 6 年 6 月 1 9 日

土木部施設保全課

江東区砂町区民農園等の指定管理者の選定手続き について

江東区砂町区民農園等について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区立都市公園条例」及び「江東区区民農園条例」に基づき、令和 7 年 4 月から新たに指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設の所在地

施設の名称	施設の所在地
① 江東区砂町区民農園	江東区南砂五丁目 24 番 11 号先
② 江東区立仙台堀川公園の一部	江東区北砂六丁目 19 番 2 号先、 同東陽六丁目 6 番 6 号先 うち江東区南砂五丁目 24 番 11 号先、 同東砂七丁目 18 番 4 号先

2 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和6年 7月	第1次選定（書類審査）、第2次選定（ヒアリング）
令和6年 8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和6年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和7年 3月	指定管理者と協定を締結
令和7年 4月	指定管理者による運営開始

5 管理区域図

